

# チャレンジ鹿児島労働局（19年10月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13 - 21

099 - 223 - 8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

## 9月の有効求人倍率は0.63倍と前月を0.01ポイント 上回る

鹿児島県の本年9月の有効求人倍率（季節調整値）は0.63倍（前月0.62倍）と、前月を0.01ポイント上回りました。また、新規求人倍率（季節調整値）は0.93倍と前月と同水準でした。

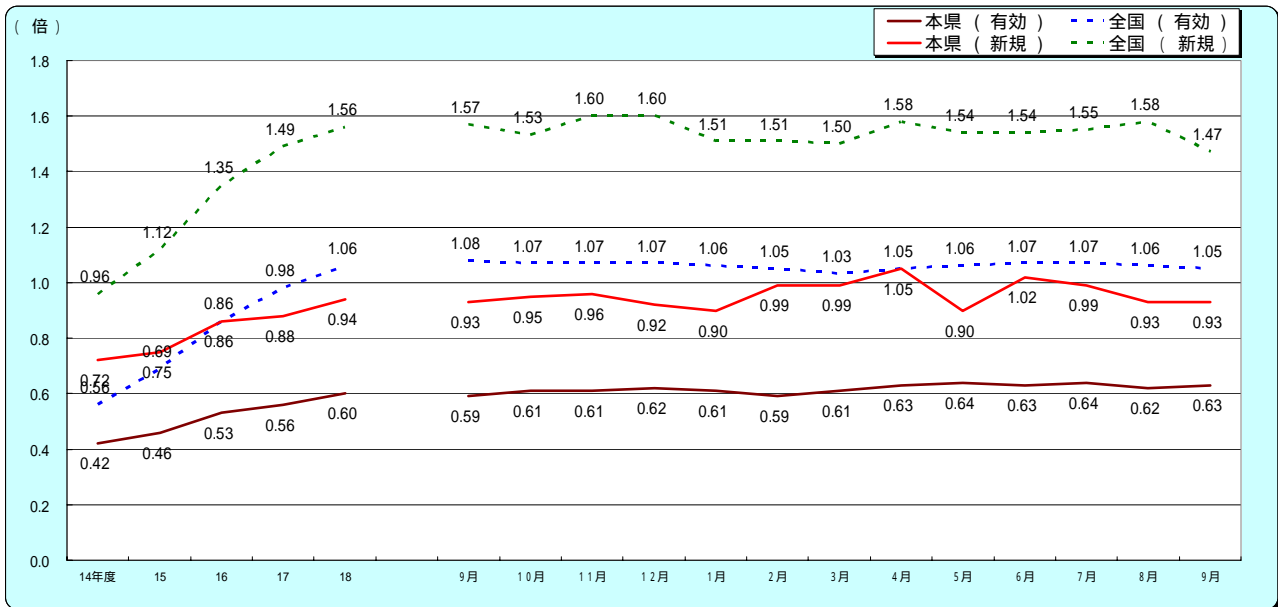
新規求人数は前年同月比6.6%の減で2か月連続で減少しました。産業別では医療・福祉業（13.7%増）は2か月連続で増加しましたが、運輸業（1.0%減）が4か月ぶりに減少、製造業（2.2%減）も再び減少に転じ、建設業（32.6%減）、卸売・小売業（5.3%減）、飲食店・宿泊業（19.1%減）、サービス業（9.6%減）は2か月連続で減少しました。

新規求職者数は前年同月比で8.3%の減と2か月連続で減少し、新規常用求職者の態様別では、在職求職者（1.4%増）は3か月連続で増加しましたが、離職求職者（11.7%減）は4か月連続し、内訳では事業主都合離職者、自己都合離職者とも減少しました。また、無業求職者（2.9%減）も3か月連続で減少しました。

雇用失業情勢について、有効求人倍率は当面横ばいで推移するものと思われませんが、医療・福祉業以外は主要産業で前年を下回る求人などやや一服感がみられるところです。今後も正社員求人を中心とした求人開拓や応募機会の拡大にも注力しつつ、職業相談の充実と求人・求職のマッチング精度の向上に努めてまいります。

（職業安定部職業安定課）

## 有効（新規）求人倍率の推移



## 平成19年度鹿児島県建設雇用改善推進大会を11月8日に開催

厚生労働省においては、建設業における雇用改善について、事業主や関係者の方々の理解と関心をより一層高めていくため毎年11月を「建設雇用改善推進月間」と定め、広範囲な啓発活動を展開することとしております。

鹿児島労働局においても、鹿児島県、(独)雇用・能力開発機構鹿児島センター、(社)鹿児島県建設業協会との共催により、建設雇用改善推進月間の行事の一環として「鹿児島県建設雇用改善推進大会」を11月8日(木)午後1時30分から鹿児島県建設センターで開催し、「建設雇用改善優良事業所の表彰」や「建設業に働く若者からのメッセージ表彰」を行い、建設労働者の雇用改善の推進を図ることとしております。

(職業安定部職業対策課)



(昨年度の開催の様子)

## 出会いの場2007 「かせいしもんそ! in 鹿児島」

を11月21日に開催

独立行政法人雇用・能力開発機構鹿児島センターが主催し、鹿児島労働局等の共催による、人材を求める中小企業等と求職者等を結びつける総合的な情報提供イベント『出会いの場2007「かせいしもんそ! in 鹿児島」』(来春卒業予定の大学生・短大生等を含む。)が11月21日(水)午後1時から鹿児島アリーナで開催されます。

各種支援コーナーも準備しております。

多数の求職者の皆様の参加をお願いします。

(職業安定部職業対策課)

仕事が始まる、人が集まる... 出会いの場2007

# かせいしもんそ! in 鹿児島

天職発見!!

**11月21日** 水 鹿児島アリーナ (メインアリーナ) 鹿児島県鹿児島市1-1-1 TEL.099-254-3704

時間 13:00~16:30 (受付 12:00~18:00)

**就職面接会** 【人材マッチング】

**参加無料**

参加求人企業の公開は11月15日(木)当センターホームページ上において公開します。

雇用・能力開発機構鹿児島センター【業務課雇用管理係】  
TEL.099-254-3704 <http://www.ehdo.go.jp/kagoshima>

## 平成19年6月1日現在の高年齢者の雇用状況（速報値）が発表されました。

改正高年齢者雇用安定法により、平成18年4月1日から、事業主は、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置(高年齢者雇用確保措置)の実施が義務づけられています。

鹿児島労働局におきましては、平成19年6月1日現在の高年齢者の雇用状況（速報値）を10月19日に発表いたしました。

常用労働者51人以上の企業1,133社を対象に調査した結果、1,056社(93.2%)が高年齢者雇用確保措置を導入しており、前年同期に比べ12.9ポイント増加いたしました。

しかし、まだ77社(6.8%)が未導入であり、今後とも未導入の企業には雇用確保措置の導入について個別に助言指導を強化してまいります。

(職業安定部職業対策課)

## 「高校生のための就職面接会」を11月27日に開催

9月16日から、来春卒業予定の高校生に対する採用・選考、内定が開始されたところですが、9月末現在の就職内定率は、県内就職希望者で約28%、県外就職希望者では約55%となっております。今年度は、前年同期を若干上回る滑り出しとなっておりますが、なお、3,200人を超える高校生が、内定に向けて就職活動に取り組んでいます。

こうした中、鹿児島労働局・ハローワークでは、なお厳しい就職環境におかれている県内就職希望の高校生を支援するため、11月27日鹿児島市の鹿児島アリーナで「高校生のための就職面接会」を開催します。

昨年の面接会では、県内の高校生479人と県内企業67社が参加し、113人の就職が決定しました。

面接会の問合せは、最寄りのハローワークへ。

本局・ハローワークでは、引き続き、県や高校等と連携を図りながら求人の確保に努める等、一人でも多くの高校生が就職できるよう支援してまいります。

(職業安定部職業安定課)



( 昨年度の開催の様子 )

## 11月は、「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」

11月23日(金)【勤労感謝の日】に全国一斉無料相談ダイヤルを開設

「過重労働による健康障害」の防止と「賃金不払残業」の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。

厚生労働省では、「ゆとり創造月間」である11月を「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」と定め、鹿児島労働局においても、集中的に県民等への啓発のための取組を行うこととしています。

また、月間中の11月23日(勤労感謝の日)の9時から17時まで、賃金不払残業全国一斉無料相談ダイヤルを設け、電話による相談を受け付けます。

### 全国一斉無料相談ダイヤル

平成19年11月23日(金)【勤労感謝の日】9時～17時

電話：0120 - 897 - 283  
はやくなくそう 不払残業

( 労働基準部監督課 )



## 中小企業労働時間適正化助成金の創設について

働き方の見直しにより、長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主の方々を支援するため、「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されましたので是非ご活用下さい。

本助成金は、特別条項付き時間外労働協定を締結している中小事業主であって、次の措置1から3までの事項を盛り込んだ「働き方改革プラン」(実施期間1年間)を作成し、都道府県労働局長の認定を受け、これを実施した方に100万円を支給するものです。

### 措置1 (いずれか)

特別条項付き時間外労働協定の対象労働者を半分以上減少させること

割増賃金率を自主的に引き上げること(限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を35%以上に、又は、月80時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げること)

### 措置2 (いずれか)

年次有給休暇の取得促進

休日労働の削減

ノー残業デー等の設定

### 措置3 (いずれか)

業務の省力化に資する設備投資等の実施(300万円以上のものに限る)

新たな常用労働者の雇入れ

(労働基準部監督課)

## 「改正パートタイム労働法説明会」の開催について

少子高齢化が進み、労働力人口が減少していく中、パートタイム労働者は平成18年には1205万人と、雇用者全体の2割強を占め、経済活動の重要な役割を担っています。

パートタイム労働者の働きぶりは、パートタイム労働者の役職者も現れるなど、近年特に多様化・基幹化しています。しかしながら、一方で、仕事や責任、人事管理が正社員と同様なのに、賃金など待遇が働きに見合っていないパートタイム労働者の存在や、一度パートタイム労働者として就職すると、希望してもなかなか正社員になることが難しいといった問題が存在し、パートタイム労働者の働く意欲を失わせてしまうような現象も起きています。

こうした問題を解消し、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が改正され、平成20年4月1日から施行されます。

鹿児島労働局雇用均等室では、12月に事業主、短時間雇用管理者、人事担当者を対象とした「改正パートタイム労働法説明会」を開催いたします。

（雇用均等室）

国分会場	12月4日（火） 13：30～15：30	国分シビックセンター公民館
川内会場	12月5日（水） 13：30～15：30	薩摩川内市セントピア
鹿屋会場	12月7日（金） 13：30～15：30	鹿屋合同庁舎
鹿児島会場	12月11日（火） 13：30～15：30	鹿児島県市町村自治会館



## 11月5日に「緊急労働災害防止団体等代表者会議」を開催

鹿児島労働局管内における労働災害の被災者数は、長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間20人の労働者の尊い生命が失われ、また、1,900人前後の労働者が休業4日以上被災しています。

鹿児島労働局では、平成19年度は第10次労働災害防止推進計画(5カ年)の最終年度にあたり、大幅な労働災害の減少を図らなければならない状況にあります。平成19年10月29日現在の労働災害による死亡者数が昨年1年間の死亡者数20人となった状況を踏まえ、さらに繁忙な時期である年末に向けて労働災害の一層の取組強化を図る必要があります。このような趣旨を踏まえつつ、労働災害防止団体等の代表者に対して直接要請するため、11月5日(月)午前10時30分から鹿児島合同庁舎第2会議室(鹿児島市山下町13番21号3階)において、開催します。

(労働基準部安全衛生課)

### 平成19年業種別死亡災害発生状況

平成19年10月16日現在

鹿児島労働局

業種	平成19年		平成18年		増減数	
	死亡者数	うち交通事故	死亡者数	うち交通事故	死亡者数	交通事故
全産業	20	6	18	5	2	1
鉱山保安法適用を除く	20	6	18	5	2	1
製造業	4		1		3	
食料品	1				1	
食肉関係						
その他の食	1				1	
木材・木製品						
窯業・土石製品	1		1			
金属製品						
機械器具						
その他の製造業	2				2	
自動車整備						
その他の製	2				2	
鉱業			1		-1	
鉱山保安法適用						
土石採取業			1		-1	
建設業	6		8		-2	
土木工事業	4		2		2	
建築工事業	2		5		-3	
その他の建設業			1		-1	
運輸交通業	4	4	4	4		
道路貨物運送業	4	4	3	3	1	1
貨物取扱業			1		-1	
港湾運送業			1		-1	
林業	2		1		1	
その他の事業	4	2	2	1	2	1
水産業						
商	1		2	1	-1	-1
清掃業						
その他の事業	3	2			3	2

## 1 1月20日に交通労働災害防止を目的とする

### 「交通労働災害防止対策関係機関連絡協議会」を開催

交通労働災害は、全国的に見て多発傾向にあり、その死傷者数は労働災害による死亡者数の約3割を占め、かつ、幅広い業種で発生している状況にあります。

鹿児島労働局管内においても平成12年から18年までの7年間で、全産業の休業4日以上死傷者数の約6%、死亡者数の約26%を占めることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の普及徹底に努めるとともに関係行政機関、関係事業者団体等が連携、協力して交通労働災害防止を積極的かつ効果的に推進することを目的とする「交通労働災害防止対策関係機関連絡協議会」を11月20日(火)午後2時から鹿児島合同庁舎第2会議室(鹿児島市山下町13番21号3階)において開催いたします。

当日は、国、県の4行政機関と県内の3関係事業者団体が出席し、交通労働災害の発生状況等に係る情報交換及び防止対策について協議します。

(労働基準部安全衛生課)

#### 鹿児島県内の交通労働災害(道路)の推移(死亡)

